

産地連携で原材料調達先の多角化を図る
食品製造事業者、外食事業者の皆様へ



補助上限

5億円

下限100万円等

補助率

1/2 等

令和5年度補正予算

軽減対策 原材 料 調達リスク

公募期間(受付期間)

令和6年5月17日(金)～
同年6月28日(金) 17:00 厳守

[事業実施期間] 令和5年11月29日(水)～令和7年2月13日(木)

※交付決定前の期間を事業実施期間とする場合は、事務局への所定の申請、承認が必要となります。

公募内容(募集内容)

- A 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援
- B 食品原材料調達先の多角化に対する支援

応募対象者

価格の高止まりなど調達リスクがある輸入食品原材料を使用している
食品製造業者や外食事業者 等
又は上記事業者と共に事業を実施しようとする者

事業の目的

輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の
調達リスクの軽減が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、
産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、
原材料調達リスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図る。



応募は特設サイトから
<https://jmac-foods.com/genzairyou/r5/>

問合せ先

Email: info@jmac-r5h-genryo.jp

Tel: 0570-550-074

[公募期間の対応時間]

9:00～17:30(平日のみ) ※土日祝祭日は休業

対象詳細

補助対象となる取組

A 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援

食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるための産地の支援を行うとともに、産地との連携による食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PR等の取組を支援。

B 食品原材料調達先の多角化に対する支援

食品原材料調達先の多角化を通じた調達リスク軽減のため、食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援。

対象経費

A B

① 産地との連携のための種苗等購入費用	<input type="radio"/>	
② 産地との連携のための機械・設備導入費用 ※産地への収穫機械や選別機の貸与等	<input type="radio"/>	
③ 産地との連携のための生産作業補助費用、栽培技術等指導費用	<input type="radio"/>	
④ ①～③のこれらに類する取組を行うための費用	<input type="radio"/>	
⑤ 食品表示変更に伴う包装資材の更新費用	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑥ 新商品開発に伴う機器導入費用(設置費用等含む)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑦ 試作品製造時の原材料費用	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑧ 試作品製造時の機械費用	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑨ 新商品開発調査費用	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑩ 新商品等の市販段階における原材料費用 ※輸入小麦から国産の小麦や米粉に切り替えて開発した新商品について、市販段階の2か月分を支援	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑪ 新商品等の製造ラインの変更・増設、一部機器導入費用(設置費用を含む)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑫ 新商品等PR費用	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

※審査におけるポイントの加点等については、公募要領をご確認ください。

※Aについては、①～④のいずれか若しくは複数取り組むことが【補助要件】です。1次加工業者や中小企業における共同利用設備(洗浄・加工・保管)や乾燥設備(製粉・製麺)などをご検討の方は積極的にご応募を検討ください。

対象となる輸入食品原材料

- (1)価格要件：使用する輸入食品原材料の直近の調達価格が 対象年度と比べて120%を超えてること。
- (2)使用要件：原料として過去1年以上使われていること。
以上2点を満たしていることを客観的に証明できる輸入食品原材料
- または、地政学リスク、輸出規制、災害・異常気象等により事業実施者自らの輸入に支障が生じたことを証明する第三者の証明書がある輸入食品原材料

なお、以下の11品目は、価格高騰の影響を受けている証明は不要です。

小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品、たら類

詳しくは、公募要領、ホームページをご確認ください。

